

議員提出第四号議案

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

平成十四年九月の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認めてから、九年半の歳月が流れた。この間、五名の拉致被害者は帰国したが、残りの被害者について、北朝鮮は平成二十年八月に再調査を約束したものの、その後何ら進展は見られず、事態は長く停滞したままである。

拉致問題は、わが国に対する重大な主権侵害かつ人権侵害である。一方、拉致被害者は帰国がかなわぬまま年齢を重ね、日本で帰国を待つ被害者の家族も高齢化が進んでおり、拉致問題は時間との闘いでもある。

北朝鮮は、昨年末、拉致の実行に深く関与した金正日総書記が死去し、金正恩新体制に移した。この機会を拉致問題解決の絶好の機会と捉え、一刻も早く現在の膠着した状態を打開しなければならぬ。

よって、国会及び政府におかれては、国の威信をかけて、特定失踪者を含む拉致被害者全員の帰国による、拉致問題の全面解決に向けて全力で取り組むよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月二十九日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長 横路孝弘殿

参議院議長 平田健二殿

内閣総理大臣 野田佳彦殿

外務大臣 玄葉光一郎殿

拉致問題担当大臣 松原仁殿